



平成 2 6 年 第 4 回 箕 面 市 議 会 定 例 会 議 案

箕 面 市

平成26年第4回箕面市議会定例会議案

報告第31号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	1
第97号議案	業務委託契約締結の件（箕面市立みのお市民活動センターにおける 証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	5
第98号議案	業務委託契約締結の件（箕面市立萱野中央人権文化センターにおけ る証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	7
第99号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立コミュニティセンター）	9
第100号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立市民活動センター）	13
第101号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立市民文化ホール）	15
第102号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立人権文化センター）	17
第103号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立西南老人デイサービスセンター）	19
第104号議案	箕面市事務分掌条例改正の件	21
第105号議案	箕面市児童発達支援手数料条例改正の件	23
第106号議案	箕面市老人医療費の助成に関する条例等改正の件	25
第107号議案	箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例制定の件	29

第108号議案	北部大阪都市計画彩都粟生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件	45
第109号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	49
第110号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件	53
第111号議案	平成26年度箕面市病院事業会計補正予算(第2号)	55
第112号議案	平成26年度箕面市水道事業会計補正予算(第3号)	65
第113号議案	平成26年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)	69

報告第31号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の4件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成26年9月10日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年7月3日 午前9時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市粟生間谷西四丁目2番内 箕面粟生第二住宅敷地内通路
- (3) 相手方 箕面市所在の団体
- (4) 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、ごみ集積場所へ向かうため後退したところ、通路上に設置されていた駐車防止用バリカー（車止めポール）に接触し、破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、129,600円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成26年9月10日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成26年9月10日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年7月15日 午前10時35分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市瀬川四丁目15番39号
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、進行方向の左前方に駐車していた原動機付自転車に接触しないように右折したところ、公用車の右上部がテント看板の下部に接触し、テント看板及び当該テント看板を固定していた建物の外壁を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額（建物の外壁に係る損害額に限る。）は、181,440円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成26年9月10日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成26年10月24日専決）

事故発生日時、事故発生場所及び事故の状況は、2(1)、(2)及び(4)と同じ。

- (1) 相手方 豊中市所在の法人
- (2) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額（テント看板に係る損害額に限る。）は、251,640円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (3) 和解年月日 平成26年10月24日

4 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成26年11月11日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年7月19日 午後1時50分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市瀬川三丁目609番3地先 国道171号線路上
- (3) 相手方 (所有者) 池田市在住の個人
(運転者) 池田市在住の個人(親権者 所有者と同じ。)
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、本市の救急自動車(消防署警防第二課西分署 ■■■■■ 運転)が国道171号線に進入しようとして、東進してきた原動機付自転車に気づいて停車したところ、相手方(運転者)が急ブレーキをかけて転倒し、同原動機付自転車の前部等が破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、82,104円とし、市は、相手方に41,052円を支払う。
- (6) 和解年月日 平成26年11月11日

第 9 7 号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 契約の目的 箕面市立みのお市民活動センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務
- 2 契約の相手方 箕面市坊島四丁目 5 番 2 0 号 みのお市民活動センター内
特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお
理事長 須 貝 昭 子
- 3 契約の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 1 号）第 2 3 条において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により箕面市立みのお市民活動センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務の委託契約を締結するため、同法第 3 4 条第 3 項の規定により提案するものである。

第 9 8 号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 契約の目的 箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務
- 2 契約の相手方 箕面市萱野二丁目 1 1 番 4 号
特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝
代表理事 埋 橋 伸 夫
- 3 契約の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 1 号）第 2 3 条において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務の委託契約を締結するため、同法第 3 4 条第 3 項の規定により提案するものである。

第 99 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立コミュニティセンターの指定管理者を指定する。

平成 26 年 12 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 公の施設の名称及び指定管理者

公の施設の名称	指定管理者
箕面市立コミュニティセンター 北小会館（北斗の家）	箕面市箕面三丁目 9 番 11 号 箕面市立コミュニティセンター北小会館管理運営委員会 委員長 小 枝 正 幸
箕面市立コミュニティセンター 南小会館（桜のまちな家）	箕面市桜井一丁目 1 番 15 号 箕面市立コミュニティセンター南小会館管理運営委員会 委員長 大 村 昌 子
箕面市立コミュニティセンター 箕面小会館（日時計の家）	箕面市百楽荘一丁目 9 番 13 号 箕面市立コミュニティセンター箕面小会館管理運営委員会 委員長 北 倉 謙 造

箕面市立コミュニティセンター 豊川北小会館(鐘の鳴る家)	箕面市粟生間谷西三丁目10番35号 箕面市立コミュニティセンター豊川北小会館管理運営委員会 委員長 小林 久夫
箕面市立コミュニティセンター 萱野小会館(くすの木の家)	箕面市船場西一丁目11番44号 箕面市立コミュニティセンター萱野小会館管理運営委員会 委員長 津田 桂三
箕面市立コミュニティセンター 豊川南小会館(太陽の家)	箕面市小野原東三丁目1番31号 箕面市立コミュニティセンター豊川南小会館管理運営委員会 委員長 笹川 隆邦
箕面市立コミュニティセンター 西小会館(星座の家)	箕面市新稲四丁目11番14号 箕面市立コミュニティセンター西小会館管理運営委員会 委員長 東山 磯治
箕面市立コミュニティセンター 萱野東小会館(灯ろうの家)	箕面市石丸二丁目4番15号 箕面市立コミュニティセンター萱野東小会館管理運営委員会 委員長 山田 清
箕面市立コミュニティセンター 西南小会館(かがり火の家)	箕面市半町三丁目15番4号 箕面市立コミュニティセンター西南小会館管理運営委員会 委員長 山口 慎太郎

箕面市立コミュニティセンター 東小会館(みどりの家)	箕面市粟生間谷西一丁目2番2号 箕面市立コミュニティセンター東小会館管理運営委員会 委員長 水 本 政 晴
箕面市立コミュニティセンター 中小会館(四季彩の家)	箕面市稲一丁目14番5号 箕面市立コミュニティセンター中小会館管理運営委員会 委員長 大 野 美代子
箕面市立コミュニティセンター 萱野北小会館(如意谷の里)	箕面市如意谷二丁目10番45号 箕面市立コミュニティセンター萱野北小会館管理運営委員会 委員長 泉 正 憲

2 指定の期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 1 0 0 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立市民活動センターの指定管理者を指定する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 公の施設の名称 箕面市立みのお市民活動センター
- 2 指定管理者 箕面市坊島四丁目 5 番 2 0 号 みのお市民活動センター内
特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお
理事長 須 貝 昭 子
- 3 指定の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

箕面市立市民活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第101号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立市民文化ホールの指定管理者を指定する。

平成26年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 公の施設の名称 箕面市立市民会館及び箕面市立メイプルホール
- 2 指定管理者 箕面市箕面五丁目11番23号
公益財団法人箕面市メイプル文化財団
理事長 小枝正幸
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立市民文化ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第102号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立人権文化センターの指定管理者を指定する。

平成26年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
箕面市立萱野中央人権文化センター	箕面市萱野二丁目11番4号 特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 代表理事 堀橋伸夫	平成27年4月1日から 平成37年3月31日まで
箕面市立桜ヶ丘人権文化センター	箕面市桜ヶ丘四丁目16番21号 リリーフ・みのお 代表 工藤一郎	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立人権文化センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 1 0 3 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立西南老人デイサービスセンター |
| 2 | 指定管理者 | 箕面市瀬川二丁目1番11号
特定非営利活動法人あそびりクラブ
代表理事 八 幡 喜美子 |
| 3 | 指定の期間 | 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第四百号議案

箕面市事務分掌条例改正の件

箕面市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市事務分掌条例の一部を改正する条例

箕面市事務分掌条例（平成二十一年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 市政統括

第二条第一項中「市長政策室」を「市政統括」に改め、同条第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第六項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七項第五号中「農林及び水産」を「農林水産及び食」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 環境の保全に関する事項

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

市長の権限に属する事務を分掌する組織を再編するため、本条例を改正するものである。

第百五号議案

箕面市児童発達支援手数料条例改正の件

箕面市児童発達支援手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市児童発達支援手数料条例の一部を改正する条例

箕面市児童発達支援手数料条例（平成十五年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

第二条中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第百六号議案

箕面市老人医療費の助成に関する条例等改正の件

箕面市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

例

(箕面市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市老人医療費の助成に関する条例(昭和四十六年箕面市条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「あつて規則に定める要件に該当するもの」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、医療に関する公的扶助を受けている者その他の規則で定める者については、医療費の助成を行わない。

第二条第三項を削る。

第三条第一項中「療養の給付が行われた場合又は保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)若しくは家族療養費について支給」を「療養の給付その他の規則で定める保険給付」に改める。

第四条第一項中「箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」の下に「(昭和四十八年箕面市条例第三十八号)」を、「箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例」の下に「(昭和五十五年箕面

市条例第三十一号」を加える。

（箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第二条 箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十八年箕面市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「身体障害又は知的障害がある者であつて規則で定めるもの」に改め、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、医療に関する公的扶助を受けている者その他の規則で定める者については、医療費の助成を行わない。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、所得に関して規則に定める要件に該当する者は、対象者としなない。

第二条の二を削る。

第三条第一項中「療養の給付が行われた場合又は保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）若しくは家族療養費について支給」を「療養の給付その他の規則で定める保険給付」に改め、「対象者等」の下に「（対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第六条中「及び第二条の二」を削る。

（箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第三条 箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和五十五年箕

面市条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、医療に関する公的扶助を受けている者その他の規則で定める者については、医療費の助成を行わない。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、所得に関して規則に定める要件に該当する者は、対象者としなない。

第二条の二を削る。

第三条第一項中「療養の給付が行われた場合又は保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)若しくは家族療養費について支給」を「療養の給付その他の規則で定める保険給付」に改め、「対象者等」の下に「(対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。)をいう。以下この条において同じ。)」を加える。

第六条中「及び第二条の二」を削る。

(箕面市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第四条 箕面市子どもの医療費の助成に関する条例(平成五年箕面市条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、医療に関する公的扶助を受けている者その他の規則で定める者については、医療費の全部又は一部について助成を行わない。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第一項中「療養の給付が行われた場合又は入院時食事療養費、

保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）若しくは家族療養費について支給」を「療養の給付その他の規則で定める保険給付」に改め、「対象者等」の下に「対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）をいう。以下この条において同じ。」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（提案理由）

大阪府の福祉医療費助成事業補助制度の改正に速やかに対応できるよう、本市の医療費助成制度における対象者の要件及び助成の範囲を規則に委任するため、本条例を改正するものである。

第七号議案

箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例制定の
件

箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について、都市の風致を維持するための規制に
関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、都市計画法第四条に定めるところによる。

(許可を要する行為)

第三条 風致地区（面積が十ヘクタール以上のものであって、かつ、二以上の市町の区域にわたるものを除く。以下同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転

二 建築物等の色彩の変更

- 三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
 - 四 水面の埋立て又は干拓
 - 五 木竹の伐採
 - 六 土石の類の採取
 - 七 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為で次に掲げる行為に該当するものについては、同項の許可を受けることを要しない。
- 一 都市計画事業の施行として行う行為
 - 二 国、大阪府若しくは本市又は都市計画施設を管理することとなる者が都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
 - 三 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 四 建築物の新築、改築又は増築で、新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以下であるもの(新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の高さが十メートルを超えるものを除く。)
 - 五 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が十平方メートル以下であるもの
 - 六 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築又は移転
 - イ 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物

- ロ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- ハ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
- ニ 社寺の境内地又は墓地における鳥居、灯籠、墓石その他これらに類するもの
- ホ 祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける観覧場、やぐら、案内又は装飾のための施設その他これらに類するもの
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが一・五メートル以下である工作物
- 七 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- 八 面積が十平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 九 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 十 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ この項各号及び次条各号に掲げる行為のために必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 十一 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第八号の宅地の造成等と同程度のもの
- 十二 面積が十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生

資源の堆積で、その高さが一・五メートル以下であるもの

十三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転

(2) 工作物のうち、建築物の存する敷地内における、当該建築物に

附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同

じ。）その他これらに類する工作物以外のもの新築、改築、増

築又は移転

(3) 建築物等の色彩の変更で、第七号に該当しないもの

(4) 高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等

(5) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(6) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(4)の宅地の造成等と同程度のもの

(7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、その高さが一・五メートルを超えるもの

ハ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが十メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ

放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

二 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

- (1) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (2) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
- (3) 宅地の造成又は土地の開墾
- (4) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（農業を営むために行うものを除く。）

3 国、大阪府若しくは本市の機関又は公共団体のうち規則で定めるもの（以下「国等」という。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

（適用除外）

第四条 次に掲げる行為については、前条第一項の許可を受け、又は同条第三項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

一 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその公園施設の設置若しくは管理に

係る行為、土地改良事業若しくは大阪府、本市若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為であつて、都市の風致の維持上支障がないものとして規則で定めるもの

二 道路、鉄道若しくは軌道、国、大阪府若しくは本市が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送（放送法第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）であつて、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

三 前二号に掲げる行為に類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

（許可の基準）

第五条 市長は、第三条第一項各号に掲げる行為で次に掲げる基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

一 建築物等の新築については、次に該当するものであること。

イ 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）

(1) 建築物の高さが十メートル以下であること。ただし、建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(2) 建築物の建ぺい率が十分の四以下であること。ただし、建築物

の建替え（現に存する建築物を除却するとともに、その土地の全部又は一部に建築物を新築することをいう。以下この項において同じ。）で、風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあっては一・八メートル、その他の部分である場合にあっては一メートル以上であること。ただし、建築物の建替えで、風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(4) 建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であること。ただし、建築物の建替えで、風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

ロ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）については、その位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ハ 仮設の建築物等

(1) 仮設の建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 仮設の建築物等の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ニ 地下に設ける建築物等については、その位置及び規模が、新築の

行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 建築物等の改築については、次に該当するものであること。

イ 建築物にあつては、改築後の建築物の高さが十メートル以下であること。ただし、改築前の建築物の高さが十メートルを超えている場合においては、改築前の当該建築物の高さを超えないこと。

ロ 建築物にあつては改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

三 建築物等の増築については、次に該当するものであること。

イ 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）

(1) 増築部分の高さが十メートル以下であること。第一号イ(1)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(2) 増築後の建築物の建ぺい率が十分の四以下であること。第一号イ(2)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(3) 増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあつては一・八メートル、その他の部分である場合にあつては一メートル以上であること。第一号イ(3)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(4) 増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ロ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）について

は、増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ハ 仮設の建築物等

(1) 増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 増築後の仮設の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ニ 地下に設ける建築物等については、増築後の建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四 建築物等の移転については、次に該当するものであること。

イ 建築物にあつては、移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあつては一・八メートル、その他の部分である場合にあつては一メートル以上であること。第一号イ(3)ただし書の規定は、この場合について準用する。

ロ 建築物にあつては移転後の建築物の位置が、工作物にあつては移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

五 建築物等の色彩の変更については、変更後の建築物等の色彩が、当該建築物の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

六 宅地の造成等については、次に該当するものであること。

イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であること。第一号イ(5)ただし書の規定は、この場合について準用する。

ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ 面積が一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に該当するものであること。

(1) 高さが五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。

(2) 面積が十ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に枢要であるものとして、あらかじめ、市長が指定した森林の伐採を伴わないこと。

ニ 面積が一ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽その他風致の維持上必要な措置を行うこと等により当該切土又は盛土により生ずるのりが宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

七 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ 適切な植栽その他風致の維持上必要な措置を行うこと等により水面の埋立て又は干拓後の地貌が水面の埋立て又は干拓に係る土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ 水面の埋立て又は干拓に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 木竹の伐採については、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものであること。

イ 第三条第一項第一号及び第三号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採

ロ 森林の択伐

ハ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第六号ハ(2)の森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が一ヘクタール以下のもの

ニ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

九 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘り（必要な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）でなく、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないものであること。

十 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 第三条第一項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付すことが出来る。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

3 昭和四十五年六月十四日前に新築された建築物（地下に設ける建築物を除く。）の建替えのために行う建築物の新築のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて、第一項第一号イ(2)、(3)及び(5)に掲げる基準に適合することが困難であると市長が認めるものについては、これらの

基準は、適用しない。

- 一 建築物の敷地の面積が百平方メートル以下であること。
- 二 建替え前の建築物及び建替え後の当該建築物が、住宅の用途に供するものであること。
- 三 建替え後の建築物の建ぺい率が、建替え前の当該建築物の建ぺい率を超えないものであること。
- 四 建替え前の建築物に居住する者が、建替え後の当該建築物に引き続き居住するために行うものであること。

(監督処分)

第六条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第三条第一項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- 二 この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

三 第三条第一項の許可に付した条件に違反している者

四 詐欺その他不正な手段により、第三条第一項の許可を受けた者

2 市長は、前項の規定により許可を変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは必要な措置を執ることを命じようとするときは、箕面市行政手続条例(平成九年箕面市条例第一号)第十三条第一項の規定に

よる意見陳述の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 3 第一項の規定により必要な措置を執ることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、告示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第七条 市長は、前条第一項の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対して、第三条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 一 第三条第一項の許可を受けた者
- 二 第三条第一項の許可に係る工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- 2 市長は、第三条第一項又は前条第一項の規定の実施に必要な限度において、その職員に風致地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は第三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第九条 第六条第一項の規定による市長の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、市長の許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者

二 第五条第二項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による報告を求められて、市長が指定する日までに報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第七条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、大阪府風致地区内における建築等の規制に関す

る条例（昭和四十五年大阪府条例第七号）の規定により大阪府知事若しくは市長が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事若しくは市長に対して行われている許可の申請、協議若しくは通知で、現に効力を有するものは、この条例の相当規定により市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われている許可の申請、協議若しくは通知とみなす。

3 前項の規定によりこの条例の相当規定により市長に対して行われているとみなされた大阪府知事に対して行われた申請に係る許可の基準については、第五条第一項の規定にかかわらず、大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例第四条第一項の規定の例による。

別表（第五条関係）

敷地等の面積		割合	
五百平方メートル未満		百分の二十	
五百平方メートル以上千平方メートル未満		百分の二十五	
千平方メートル以上		百分の三十	

備考 「敷地等の面積」とは、建築物の敷地の面積又は宅地の造成等に係る土地の面積をいう。

（提案理由）

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）の改正に伴い、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

第百八号議案

北部大阪都市計画彩都粟生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画彩都粟生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画彩都粟生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画彩都粟生地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成十八年箕面市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

施設導入地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	建築物の敷地面積の最低限度は、	外壁等の面から敷地境界線までの距離は、三メートル以上とする。ただし、法第八十六条第一項から第四項までの規定（法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）の適用により市長が同一敷地内にあるものとみなすことを認めた建築物については、この規定についても同一敷地内にあるものとみなす。	建築物の高さの最高限度は、二十メートルとする。ただし、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「階段室等」という。）の水平投影面積の合計が当該建築物（当該建築物の二以上の部
②	<ul style="list-style-type: none"> 一 一戸建て住宅、長屋又は兼用住宅 二 共同住宅 三 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（事業所内保育施設を除く。） 四 ホテル又は旅館 五 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 三平方メートルとする。 		

	<p>六 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>七 自動車教習所</p> <p>八 畜舎。ただし、店舗（動物病院を含む。）に附属する畜舎で床面積の合計が十五平方メートル以下のものを除く。</p> <p>九 倉庫。ただし、他の用途の建築物又は建築物の部分に附属する倉庫で次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 主たる用途の部分と附属倉庫の部分を含む一の建築物で、附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの</p> <p>ロ イに掲げるものの以外の附属倉庫で、附属倉庫の部分の床面積の合計が敷地面積の三十パーセント以下かつ五百平方メートル以下であるもの</p> <p>ハ イ及びロの附属倉庫の部分の床面積の合計が主たる用途の部分の床面積の合計未満であるもの</p>
<p>分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該部分をそれぞれ別の建築物とみなすことができる。以下この項において同じ。）の建築面積の八分の一以内であつて、かつ、階段室等の南端の点を通る東西方向に引いた線によつて当該建築物を分割するものとした場合における北側の部分の建築面積が南側の部分の建築面積未満となるときは、階段室等の高さは、五メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画彩都粟生地区地区計画の変更に伴い、当該地区における建築物に関する制限を定めるため、本条例を改正するものである。

第九号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表百十の項」を「別表百二十二の項」に改める。

別表中百三十三の項を百四十四の項とし、百三の項から百三十二の項までを十一項ずつ繰り下げ、百二の項の次に次のように加える。

百三	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定に基づく土地改良区の土地改良事業計画若しくは定款の記載事項又は役員に係る事項に関する証明	一件	六〇〇円
百四	土地改良法の規定に基づく土地改良区の代表者の印鑑及び資格に関する証明	一件	六〇〇円
百五	林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録	一件	七、〇〇〇円

百六	林業種苗法第十三条第一項の規定に基づく登録証の書換交付	一件	四、〇〇〇円
百七	林業種苗法第十三条第二項の規定に基づく登録証の再交付	一件	三、〇〇〇円
百八	家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)第三条の規定に基づく家畜市場の登録	一件	二〇、〇〇〇円
	家畜取引法第二条第四項に規定する地域家畜市場 その他の家畜市場		
百九	家畜取引法第九条第一項の規定に基づく登録証の書換交付	一件	四、〇〇〇円
百十	家畜取引法第九条第二項の規定に基づく登録証の再交付	一件	七、〇〇〇円
百十一	養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定に基づくふ化業者の登録	一件	九、〇〇〇円
百十二	養鶏振興法第七条第二項後段又は第八条第一項の規定に基づくふ化場の確認	一件	九、〇〇〇円
百十三	輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百五十四号)第三条第一項の規定に基づく輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録	一件	一五、〇〇〇円

別表備考第四号中「百十の項、百二十一の項、百三十一の項及び百三十二の項」を「百二十一の項、百三十二の項、百四十二の項及び百四十三の項」に改め、同表備考第六号及び第七号中「百十一の項」を「百二十二の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

大阪府からの権限移譲に伴い、本市で新たに行う事務に係る手数料を徴収するため、本条例を改正するものである。

第一百十号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第七項第一号中「第四条第二項第二号、第五号若しくは第十号若しくは第三項第二号」を「第十三条の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号、第八号、第九号又は第十三号」を「第十三条の二第一項第四号又は第二項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の箕面市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

（提案理由）

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第 1 1 1 号議案

平成 2 6 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 2 6 年度箕面市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 6 年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	11,073,014千円	8,975千円	11,081,989千円
第 1 項 医 業 費 用	8,639,452千円	36,491千円	8,675,943千円
第 2 項 医 業 外 費 用	191,221千円	△ 5,910千円	185,311千円
第 4 項 特 別 損 失	2,199,985千円	△ 21,606千円	2,178,379千円

第 3 条 予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職 員 給 与 費	7,092,509千円	△ 21,296千円	7,071,213千円
	（特別損失 2,177,109千円	△ 21,296千円	2,155,813千円）

第 4 条 予算第 8 条に定めたたな卸資産の購入限度額を 1,646,597 千円に改める。

平成26年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成26年度（2014年度）箕面市病院事業会計補正予算（第2号）説明書

平成26年度（2014年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第2号）

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 病院事業費用			11,073,014	8,975	11,081,989	
	1 医 業 費 用		8,639,452	36,491	8,675,943	
		2 材 料 費	1,532,805	41,780	1,574,585	
		4 減 価 償 却 費	655,024	△ 8,238	646,786	
		5 資 産 減 耗 費	2,000	2,949	4,949	
		2 医 業 外 費 用		191,221	△ 5,910	185,311
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	19,655	△ 5,910	13,745	
	4 特 別 損 失		2,199,985	△ 21,606	2,178,379	
		1 その他特別損失	2,199,985	△ 21,606	2,178,379	

平成26年度（2014年度） 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 2,390,460	106,831	△ 2,283,629
減価償却費	655,153	△ 8,238	646,915
資産減耗費	2,000	2,949	4,949
引当金の増減額	2,358,444	△ 310	2,358,134
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	738,258	101,232	839,490
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 666,684		△ 666,684
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 19,655	5,910	△ 13,745
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	424	5,910	6,334
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	71,998	107,142	179,140
5. 資金期首残高	2,332,333	10,278	2,342,611
6. 資金期末残高	2,404,331	117,420	2,521,751

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数			給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職	一 般 職		報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	人 1	人 (40)	人 483	千円 20,142	千円 1,865,892	千円 210,553	千円 4,277,041	千円 6,373,628	千円 679,745	千円 7,053,373
	資本勘定支弁職員										
	合 計	1	(40)	483	20,142	1,865,892	210,553	4,277,041	6,373,628	679,745	7,053,373
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	(40)	483	20,142	1,865,892	210,553	4,294,827	6,391,414	683,255	7,074,669
	資本勘定支弁職員										
	合 計	1	(40)	483	20,142	1,865,892	210,553	4,294,827	6,391,414	683,255	7,074,669
比 較	損益勘定支弁職員							△ 17,786	△ 17,786	△ 3,510	△ 21,296
	資本勘定支弁職員										
	合 計							△ 17,786	△ 17,786	△ 3,510	△ 21,296

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当
	補 正 後	千円 36,840	千円 79,908	千円 243,010	千円 37,515	千円 527,075	千円 27,547
	補 正 前	36,840	79,908	243,010	37,515	527,075	27,547
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	時間外及び 休日勤務手当	住居手当	期末勤勉手当	退職給与金	
	補 正 後	千円 37,024	千円 165,021	千円 44,625	千円 1,034,759	千円 2,043,717	
	補 正 前	37,024	165,021	44,625	1,052,545	2,043,717	
	比 較				△ 17,786		

注1) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

注2) 法定福利費には、平成25年12月～平成26年3月の引当金(特別損失)40,035千円及び平成26年12月～平成27年3月の引当金繰入額45,301千円を含む。

注3) 期末勤勉手当には、平成25年12月～平成26年3月の賞与引当金(特別損失)231,540千円及び平成26年12月～平成27年3月の賞与引当金繰入額262,211千円を含む。

注4) 退職給与金には、平成26年3月までの退職手当引当金(特別損失)1,884,238千円を含む。

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
手 当	千円 △ 17,786	1 その他の 減分	千円 △ 17,786		期末勤勉手当 △ 17,786 千円

収益的収入及び支出

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細					
						節	金額	備 考			
			千円	千円	千円		千円	千円			
1	病院事業費用		11,073,014	8,975	11,081,989						
	1	医業費用	8,639,452	36,491	8,675,943						
		2	材 料 費	1,532,805	41,780	1,574,585	薬 品 費	953,476	患者用薬品費	752,788	23,921 増
								検査薬品費	117,230	3,970 減	
								血液	60,518	7,005 増	
								放射性同位元素	22,940	10,271 減	
						診療材料費	543,430	レントゲンフィルム	485	198 増	
								衛生材料	18,805	847 増	
								診療用材料	521,050	24,252 増	
								酸素及びガス	3,090	202 減	
		4	減価償却費	655,024	△ 8,238	646,786	建物減価償却費	309,927	建物減価償却費	309,927	511 減
						器械備品減価償却費	323,570	器械備品減価償却費	323,570	7,727 減	
		5	資産減耗費	2,000	2,949	4,949	たな卸資産減耗費	3,949	たな卸資産減耗費	3,949	2,949 増
	2	医業外費用	191,221	△ 5,910	185,311						
		1	支払利息及び企業債取扱諸費	19,655	△ 5,910	13,745	企業債利息	13,251	企業債利息	13,251	5,910 減
	4	特別損失	2,199,985	△ 21,606	2,178,379						
		1	その他の特別損失	2,199,985	△ 21,606	2,178,379	その他の特別損失	2,178,379	賞与引当金繰入額	271,575	21,296 減
								貸倒引当金繰入額	22,566	310 減	

第112号議案

平成26年度箕面市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成26年度箕面市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度箕面市水道事業会計予算第8条の次に次の1条を加える。
(債務負担行為)

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上・下水道料金等の計量、徴収等に関する業務	平成26年度から平成31年度まで	350,764千円

平成26年12月1日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

債務負担行為に関する調書

事項	区分	限度額	前年度末までの		当該年度生以降の	左財源内訳
			前年度末支払義務発生(見込)額	金額		
上・下水道料金等の徴収等に関する業務	補正前	千円				
	補正	350,764			平成26年度(2014年度)から平成31年度(2019年度)まで	350,764
	補正後	350,764			平成26年度(2014年度)から平成31年度(2019年度)まで	350,764

第113号議案

平成26年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成26年度箕面市競艇事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度箕面市競艇事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 一日平均売上金額	366,667千円	△1,282千円	365,385千円
(3) 年間入場者数	291,000人	△30,000人	261,000人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 競艇事業収益	35,623,996千円	172,047千円	35,796,043千円
第1項 営業収益	35,622,854千円	172,047千円	35,794,901千円
	支	出	
第1款 競艇事業費用	35,562,271千円	164,202千円	35,726,473千円
第1項 営業費用	34,923,350千円	164,202千円	35,087,552千円

第4条 予算第4条の2に定めた特例的収入及び支出「81,252千円及び483,290千円」を「389,463千円及び1,242,264千円」に改める。

第5条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費212,939千円」を「職員給与費205,330千円」に改める。

平成26年12月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成26年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 競艇事業 収益	1 営業収益	1 開催収益	29,229,200	△ 102,200	29,127,000	舟券売上金、返還金
		2 専用場外受託事業収益	4,914,335	201,851	5,116,186	専用場外場間場外委託金
		3 場間場外受託事業収益	1,122,956	50,100	1,173,056	場間場外委託金
		4 その他営業収益	356,363	22,296	378,659	入場料、端数切増金収入、時効収入、寄附金

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1 競艇事業 費用	1 営業費用	1 開催費	23,442,352	△ 24,712	23,417,640	舟券の発売・払戻業務及びその他開催業務に要する費用	
		2 交付金	1,316,307	△ 3,376	1,312,931	モーターボート競走法交付金他	
		4 施設費	899,943	△ 14,580	885,363	施設借上等に要する費用	
		6 委託費	2,371,869	30,002	2,401,871	場間場外発売等の委託に要する費用	
		7 管理費	526,555	△ 8,128	518,427	事業全般に関連する費用	
		8 専用場外受託事業費	4,608,633	177,296	4,785,929	専用場外場の発売・払戻業務に要する費用	
		9 場間場外受託事業費	739,864	7,700	747,564	場間場外場の発売・払戻業務に要する費用	

平成26年度 箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区	分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	当年度純利益	49,599	7,845	57,444
	業務活動によるキャッシュ・フロー①	165,543	7,845	173,388
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 144,130		△ 144,130
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー③			
4. 資金の増加額④=①+②+③		21,413	7,845	29,258
5. 資金期首残高		2,148,252	558,188	2,706,440
6. 資金期末残高		2,169,665	566,033	2,735,698

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職(人) 管理者	その他	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)			計 (千円)
補正後	損益勘定外非職員	1	23	(21)	4,986	85,408	85,319	175,713	27,957	203,670
	資本勘定外非職員			()						
合計	1	23	(21)	4,986	85,408	85,319	175,713	27,957	203,670	
補正前	損益勘定外非職員	1	23	(21)	4,986	88,136	88,467	181,589	29,450	211,039
	資本勘定外非職員			()						
合計	1	23	(21)	4,986	88,136	88,467	181,589	29,450	211,039	
比較	損益勘定外非職員			()	△ 2,728		△ 3,148	△ 5,876	△ 1,493	△ 7,369
	資本勘定外非職員			()						
合計		()			△ 2,728		△ 3,148	△ 5,876	△ 1,493	△ 7,369

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)	手当の内訳		
							住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)
補正後	4,170	7,248	11,776	1,465	6,054	6,980			
補正前	4,974	6,756	12,131	1,275	6,924	7,917			
比較	△ 804	492	△ 355	190	△ 870	△ 937			
区分								住居手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	972	37,773	8,881					
補正前	1,296	38,313	8,881						
比較	△ 324	△ 540							

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 2,728	1 その他の増減分	新陳代謝に係る減分 △ 2,728千円	職員数の異動状況 (現在に在職する職員数) (その他) (計)
手当	△ 3,148	1 その他の増減分		扶養手当 △ 804千円 管理職手当 492千円 地域手当 △ 355千円 通勤手当 190千円 特殊勤務手当 △ 870千円 時間外及び休日勤務手当 △ 937千円 住居手当 △ 324千円 期末勤勉手当 △ 540千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 26 年度(2014年度)

箕面市競艇事業会計補正予算(第 1 号)参考資料

実施計画内訳書
収益的収入及び支出
収入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 競艇事業収益		35,623,996	172,047	35,796,043
		35,622,854	172,047	35,794,901
1 営業収益	1 開催収益	29,229,200	△ 102,200	29,127,000
	2 専用場外受託事業収益	4,914,335	201,851	5,116,186
	3 場間場外受託事業収益	1,122,956	50,100	1,173,056
	4 その他営業収益	356,363	22,296	378,659

明		細		備		考	
節	金額 (千円)						(千円)
本場舟券売金	4,803,400	本場舟券売上金	4,700,000	1,200,000	減		
		本場舟券返還金	103,400	26,400	減		
電話投票舟券売金	9,811,200	電話投票舟券売上金	9,600,000	900,000	増		
		電話投票舟券返還金	211,200	19,800	増		
専用場外舟券売金	3,577,000	専用場外舟券売上金(MBP大和ごせ)	300,000	100,000	増		
		専用場外舟券返還金(MBP大和ごせ)	6,600	2,200	増		
場間場外舟券売金	10,935,400	場間場外舟券売上金	10,700,000	100,000	増		
		場間場外舟券返還金	235,400	2,200	増		
専用場外場間場外委託金	5,090,354	MBP大和ごせ場間場外委託金	602,073	201,851	増		
場間場外委託金	1,173,056	場間場外委託金	1,173,056	50,100	増		
入場料	26,100	入場料金	26,100	3,000	減		
端数切捨金収入	61,946	払戻金端数切捨金	61,946	4,746	増		
時効収入	37,800	本場舟券払戻金時効収入	9,400	2,400	減		
		専用場外舟券払戻金時効収入	7,000	200	増		
		場間場外舟券払戻金時効収入	21,400	200	増		
寄附金	240,537	電話投票運営協力金	240,537	22,550	増		

収益的收入及び支出
支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 競艇事業費用		(千円) 35,562,271	(千円) 164,202	(千円) 35,726,473
		34,923,350	164,202	35,087,552
1 営業費用	1 開催費	23,442,352	△ 24,712	23,417,640
	2 交付金	1,316,307	△ 3,376	1,312,931
	4 施設費	899,943	△ 14,580	885,363
	6 委託費	2,371,869	30,002	2,401,871
	7 管理費	526,555	△ 8,128	518,427
	8 専用場外受託事業費	4,608,633	177,296	4,785,929
	9 場間場外受託事業費	739,864	7,700	747,564

明		細	
節	金額 (千円)	備考	(千円)
使用料	269,568	中央情報処理装置使用料	25,272 増
負担金	812,209	全国モーターボート競走施行者協議会	27,216 増
払戻金	21,375,000	舟券払戻金	75,000 減
返還金	627,000	舟券返還金	2,200 減
交付金	1,312,931	モーターボート競走法第25条交付金	2,317 減
		モーターボート競走法第30条交付金	1,059 減
賃借料	885,363	住之江競艇場借上料	14,580 減
委託料	2,401,871	場間場外発売委託	17,620 増
		M B P 大和ごせ専用場外発売委託	12,382 増
給料	85,408	一般職給(21人)	2,728 減
手当等	65,243	扶養手当(13人)	804 減
		管理職手当(11人)	492 増
		地域手当(21人)	355 減
		通勤手当(15人)	190 増
		特殊勤務手当(21人)	870 減
		時間外及び休日勤務手当(10人)	937 減
		住居手当(3人)	324 減
		期末勤勉手当(21人)	540 減
		児童手当(8人)	240 減
法定福利費	27,957	職員共済組合負担金(21人)	1,493 減
負担金	296,469	全国モーターボート競走施行者協議会	519 減
委託料	4,002,386	M B P 大和ごせ運営委託	125,933 増
負担金	321,266	御所市環境整備協力費	12,420 増
交付金	440,960	大阪府都市競艇組合交付金(M B P 大和ごせ)	38,943 増
委託料	246,277	トータリゼータシステム保守委託他	6,880 減
賃借料	330,480	住之江競艇場賃借料	14,580 増

